

産業組織政策（競争政策）

知識の不完全性と市場経済体制

- 前提: 知識の不完全性



「発見手続きとしての競争論」

競争は、人々が知識を習得・伝達する過程
(製品の改善やコストの引き下げ)

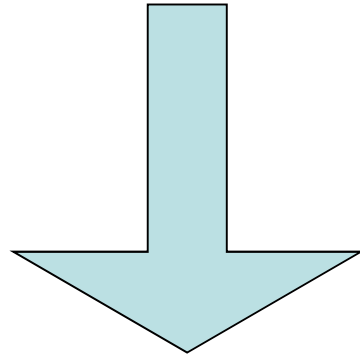
市場機構の価格



- 個人の趣向やその変化を知るには、価格が知るに値する情報を教えてくれる。
- 各経済主体は、価格というシグナルにより行動し、良好な経済成果が達成される。

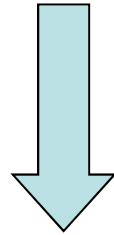
競争政策の原理的根拠

競争政策



- 自由の理念の護持
政治的自由と民主主義の維持
強大な権力・支配力の分散

競争政策



- 経済成果

- (1) 経済の進歩

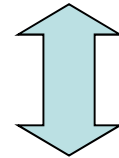
- ・新製品の開発・導入
 - ・技術革新による大幅なコスト低下と価格の低下

- (2) 経済の効率化

- 競争市場の需要増加→価格上昇
 - 生産増加・・・消費者が欲求する財の生産増加

日本の伝統的協調体制

- ・協調を美德、競争を悪徳とみる伝統
- ・産業政策担当者の「和」の強調
- ・大企業への乏しい警戒感



英米人
「権力は腐敗する。絶対的な権力は徹底的に
腐敗する」

有効競争論出現の背景

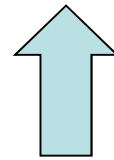
- 完全競争市場は、1940年ごろまでに理想的市場の地位を確保—経済厚生 of 極大化

完全競争規準の問題点

- (1) 前提の非現実性—知識の完全性、製品の同質性
- (2) 静態的性格—技術革新、競い合いがない。
- (3) 劣悪な経済成果—原子的市場構造

条理の原則と有効競争

- 有効競争の概念は、完全競争に代わる現実的な政策規準



条理の原則

取引制限・市場支配力を正当なもの
と不当なものに分ける。規模の
経済性により、大規模化は不可避

有効競争の概念

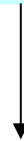


- 競争が有効であれば、少数の大企業により市場が支配されていても、不当ではない。
- 大企業の存在そのものは構わない。

有効競争論の系譜

市場構造規準

(1) 多数企業 (2) 共謀がない (3) 参入障壁が低い—しかし、静態的。



動態的な市場成果規準の発生

(1) 価格低下 (2) 品質改善
(3) コスト引き下げ (4) 技術革新

E. S. メイソンの指摘



- 市場構造規準と市場成果規準は、排除しあうのではなく、補い合うように用いられねばならない(折衷的方法)。

両規準とも、民主主義思想を信奉し、競争政策を支持する。そして有効競争体制の正当性を十分に認める。

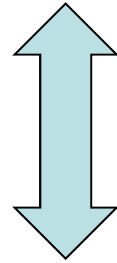
有効競争論の3分法 —市場行動規準の独立化

J. S. ベインの著書『産業組織論』が、3分法の体系への契機



有効競争論が、政策規準だけでなく、産業分析の用具としての性格が大きく加わる。

市場行動規準 —市場構造規準より独立



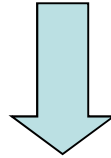
- (1) 価格について共謀がないこと
- (2) 製品について共謀がないこと
- (3) 競争者への強圧政策がないこと

3つの規準による産業への評価



- 3つの規準を用いて、産業が全体として「有効競争的」か「独占的」を総合的に判断する。

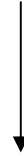
企業分割政策



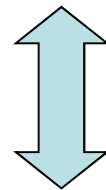
- 企業の最小最適規模が不明である以上、戦後の占領軍による超巨大企業の分割のように、市場支配力の強化のため、合併に次ぐ合併により形成された超巨大企業の分割は妥当。

良い品質、低価格で市場シェアを伸ばした独占的企業の分割は不当

戦前のビール産業



- 合併により、明治39年に市場シェア72%の大日本麦酒が成立し、シェア20%の麒麟麦酒との複占体制となった。



一糸乱れぬカルテル体制の成立

戦後のビール産業



- (1) 大日本麦酒が、アサヒビールとサッポロビールに分割
- (2) キリンビール独走体制—昭和60年まで
市場シェア60%超
- (3) アサヒビール2001年首位を奪う
—生ブームで「スーパードライ」の大ヒット

良質の製品による麒麟の独走体制



- 麒麟のガリバー化は、大型合併ではなく、自力による。
- 製品は好評で、合理化や発展への意欲、コスト・ダウン努力も盛んであり、独占による停滞化は見られず、積極的な経営が行われた。



高シェア自体は問題がない。

電力自由化

中小以上の工場・ビルや大型の商業施設、ホテルなどは、電力会社の送電線を利用し、だれでも電気を販売できるようになった。

なぜ自由化が必要だったのか



国際的に割高な日本の電気料金



競争原理の導入による電気料金の低下
→ 電気料金はあらゆる産業の基盤であり、
国際競争力の強化につながる

電力産業への新規参入業者



短期間で建設可能で、燃料が扱い易い火力発電所(主に、石油、石炭、LNG等)による参入が主である。

新規参入業者の参入障壁



1. 既存の電力会社が原子力発電所を所有するのに対し環境汚染が多大一環境規制の強化の下で不利
2. エネルギー資源の海外依存度が上昇し、石油・ガス価格の変化により、電気料金高騰や電気の供給不安に直結



環境規制、エネルギー価格高騰の下で、電力会社に対する新規参入業者の劣位は不可避

東日本大地震の発生

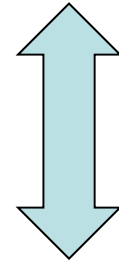


原子力発電の安全性への疑問



- ・石油・石炭・LNG火力発電への回帰
- ・再生可能エネルギー（風力、太陽光、地熱、水力など）の比重の増加

有効競争論と産業研究



- 特定産業の研究により、有効競争論が肉付けされ、有効競争論により、特定産業の競争が促進される。両者は、相互作用の関係にある。

